

日本語学会会則（2025 年 5 月 10 日改定）新旧対照表

【新】	【旧】
日本語学会会則 1954 年 5 月 15 日 制定 <u>2025 年 5 月 10 日 改定</u> (会員) 第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、会費を納入した個人または団体とする。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 <u>会員は、別に定める「日本語学会倫理綱領」を遵守しなかった場合、会員資格が停止されることがある。</u> (委員) 第 8 条 委員は、会長の指示に従って、事務局・編集・大会企画運営・広報・<u>倫理</u>・選挙管理、およびその他の会務を分担する。 第 9 条 事務局・編集・大会企画運営・広報・<u>倫理</u>の委員は、会員のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。選挙管理の委員は、次期非改選の評議員のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。 <u>付則 この会則は 2025 年 5 月 10 日から施行する。</u>	日本語学会会則 1954 年 5 月 15 日 制定 <u>2020 年 7 月 3 日 改定</u> (会員) 第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、会費を納入した個人または団体とする。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) (委員) 第 8 条 委員は、会長の指示に従って、事務局・編集・大会企画運営・広報・選挙管理、およびその他の会務を分担する。 第 9 条 事務局・編集・大会企画運営・広報の委員は、会員のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。選挙管理の委員は、次期非改選の評議員のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。